

職業安定分科会(第 218 回)	資料3-1
令和7年 12 月 16 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 要綱

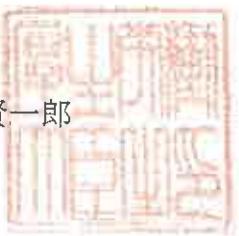
厚生労働省発職 1215 第 3 号

令和 7 年 12 月 15 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 災害特例人材確保支援コース奨励金の支給対象となる出向を、出向期間の初日が令和六年十二月十七日から令和八年十二月三十一日までの間にある出向とする。(雇用保険法施行規則附則第十五条の四の四第二項関係)
- 2 災害特例人材確保支援コース奨励金について、支給対象となる出向期間の上限を二年とする。ただし、当該出向期間の末日が令和八年十二月三十一日後にあるものについては、支給対象となる出向期間は令和八年十二月三十一日までとする。(雇用保険法施行規則附則第十五条の四の四第三項関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この省令は、公布の日から施行する。(附則関係)